

県民ふれあい農園の利用にあたって

～ ルールを守って、お互いに気持ちよく農園を利用しましょう ～

公益社団法人埼玉県農林公社

農園の利用者は、利用期間を通じて農園管理を自己責任で行い、次に定める事項を遵守してください。

1 利用期間

農園の利用期間は、4月1日から翌年の2月末日までの11カ月間とします。

なお、利用期間を通じて良好な利用がなされ、利用期間満了の2か月前までに継続の申し出（別添1）があった場合は、同一区画の入園契約を最大2回まで更新することができます。

2 利用の制限

利用者は、次のことは行わないでください。

- (1) 他の農地や区画に影響を与えるような農作物を栽培すること
- (2) 農園を農作物の栽培以外の目的で利用すること
- (3) 土地を掘削したり、客土を行うこと
- (4) 小屋、物置など一切の構造物を設置すること
- (5) 除草剤を使用すること

3 農園の環境整備

利用者は、農園を気持ちよく使うために次のことに留意してください。

- (1) 利用者は、自己の利用区画や周辺の通路の清掃、除草に努めること
- (2) 共用部分（通路、井戸、仮設トイレ等）の清掃、除草などは別添2の当番表のとおり他の利用者と協力して行うこと
- (3) 自己の利用区画で生じた作物残渣、雑草、使用した農業資材を共用部分に捨てないこと。なお、共用部分で除草した雑草については、その場に置いても差し支えありません

4 利用許可の取消し

次のいずれかに該当したときは、農園の利用許可を取り消すことがあります。

この場合、利用料金は返還しませんのでご注意ください。

- (1) 周辺の住民や農家の迷惑となるような行為を行ったとき
- (2) 農園の利用を放棄したり、良好な管理を怠ったとき
- (3) 利用許可を受けた区画以外の農地を無断で耕作したとき
- (4) 農園を営利目的に使用したり、第三者に転貸利用させたとき
- (5) 管理者の指示に従わなかったり、利用者としてふさわしくない行為があったとき

5 損害の責任

- (1) 利用者が農園や設備に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
- (2) 管理者は、利用者の農作物、資材などの損害及び盗難に対して、一切の責任を負いません。

6 利用の終了

農園の利用を終了する際は、農作物、資材などを撤去し、利用前の状態に復元してください。

別添1 継続申出書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公社 行

ふりがな

氏 名 _____

〒 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

FAX番号 () _____

※ご自宅にファクシミリがありましたら、ご記入ください。

県民ふれあい農園の継続利用について

私は、下記の県民ふれあい農園を継続して利用したいので、申し出ます。

記

現在利用の農園名	現在利用の区画番号

注) 1 この申出書は、12月1日から12月31日までの間に提出してください。電話による申し出は受け付けません。

2 申し出がない場合は、更新を希望されないものとして、空き区画の募集を行います。

3 継続利用の希望者には、後日、「入園申込書」を送付いたします。

別添2 共用部分 当番表

【県民ふれあい農園 片柳】

作業の内容	共用部分(通路、仮設トイレ等)の清掃と除草など
4月	区画番号が 1～10の方
5月	区画番号が 11～20の方
6月	区画番号が 21～30の方
7月	区画番号が 31～42の方
8月	区画番号が 1～15の方
9月	区画番号が 16～30の方
10月	区画番号が 31～42の方
11月	区画番号が 1～10の方
12月	区画番号が 11～20の方
1月	区画番号が 21～30の方
2月	区画番号が 31～42の方
3月	継続利用される方

【県民ふれあい農園 片柳第2】

【県民ふれあい農園 100坪】

【県民ふれあい農園 見沼第1】

【県民ふれあい農園 見沼第2】

作業の内容	共用部分の清掃と除草
偶数月	区画番号が偶数の方
奇数月	区画番号が奇数の方